

第17期第2回島根海区漁業調整委員会

日 時：令和7年12月3日（水）14:00～16:00

場 所：松江テルサ中会議室

出席委員の氏名

(1番) 小川 喜美夫	(2番) 倉田 健悟	(4番) 矢倉 淳
(6番) 堀 浩之	(7番) 福田 薫	(8番) 福島 充
(9番) 山根 幹男	(10番) 梅田 信男	(11番) 月森 久樹
(12番) 福岡 文雄	(13番) 青山 善一郎	(14番) 永松 正則
(15番) 福島 英治		

欠席委員の氏名

(3番) 寺本 太	(5番) 渡邊 恭郎
-----------	------------

1. 開 会

(事務局長が開会及び会の成立を宣言)

2. 挨拶

【永松会長】[省略]

【横田次長】[省略]

3. 議 事

(1) 令和8管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

[水産課 説明]

【永松会長】 この件につきまして御質問や御意見がありましたらお願いいたします。
いかがでしょうか。

【委員一同】 (意見等無し)

【永松会長】 それでは、本件については異議ない旨答申いたします。

(2) 「漁業の許可又は起業の認可の基準」の一部改正について（諮問）

[水産課 説明]

【永松会長】 この件につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

【堀委員】 この認定漁業者の定義ですけれども、これは国籍等々、関係あるんでしょうかね。国籍は一切関係ないんでしょうか。

【水産課】 島根県認定漁業者設置要綱では国籍は定めてなかったと思っておりますけれども、漁業をするのに関して、法律等で日本国籍を有するという規定があると思います。

【堀委員】 あるんですか。

【水産課】 何かお聞きしたい事例がありますでしょうか。

【堀委員】 私、大田市にいます。一昨年からブラジル国籍の方が底びき網漁業をしているんですけれども、休漁期間中に採介をしたいという申請がありまして、それでいろいろと調べて、あちらさんの申請手続で不備が2年続いていたもので、そこまでいってないんですけれども、向こうさんの書類がきっちりそろった場合、どのような対処をすればいいのかなっていうところ。そのもともとの法律で国籍要件があるかどうか、そこをはっきりしてもらいたいんですけれども。

【西部農林水産振興センター】 堀委員の御質問で、例えば外国籍の方が国内で漁業に従事できるかということだと思っておりますけれども、特定技能とかの実習生というケースもあると思っておりますけれども、まず、沿岸漁業を営むに当たって、漁船登録を受けて漁船として使用すると思っておりますけれども、漁船法の中では漁船登録を受けられるのは日本船舶に限るということで、日本船舶というのは、個人の方であれば日本人であったり、法人であればその役員の3分の2が日本人であるという国籍要件がありますので、漁船登録を受けて漁船として使うのであれば基本は日本人の方なのかなと思っております。あとは外国人漁業の規制に関する法律とかがありますので、漁業の漁法とか種類によって限定されているものもありますので少し整理をさせていただきます。また、大田なので西部農林水産振興センターの管轄でございますので、御懸念の点を少し解説を準備して、またお話しに行ければなと思います。多分、認定漁業者制度に関係してというよりは、御質問はブラジル国籍の方が大田で採介しそうなので漁業権漁業を営ん

でもいだろうかというのをクリアにしておきたいということだと思
いますので、また準備ができたなら連絡をしたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

【堀委員】 ありがとうございます、よろしくお願いします。

【永松会長】 そのほか、いかがでしょうか。

【委員一同】 (意見等無し)

【永松会長】 では、今の件につきましては、堀委員のほうに個別に御説明いただく
ということで、御対応をお願いしたいと思います。

それでは、諮問された案件について、特に御意見ないということで、そ
れでは、本件については異議ない旨答申いたします。

(3) 知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間を定めることについて (諮問)

[水産課 説明]

【永松会長】 この件について、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。
いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員一同】 (意見等無し)

【永松会長】 それでは、本件、諮問となっております。本件については異議ない旨答
申いたします。

(4) 知事管理漁獲可能量の変更について (報告)

[水産課 説明]

【永松会長】 本件、報告となっておりますが、この件について、委員の皆様の方か
ら御質問、御意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

【委員一同】 (意見等無し)

【永松会長】 では、以上、報告でした。

(5) 漁業権に係る資源管理の状況等の報告について (報告)

[水産課 説明]

【永松会長】 ありがとうございます。では、少し74ページ以下のところ、委員の皆

様、資料のほう御確認いただくことにして、それから質問、御意見いただきたいと思います。少々御覧ください。

〔資料確認〕

【永松会長】 それでは、この件につきまして御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員一同】 （意見等無し）

【永松会長】 こちら報告となっておりますが、漁業者委員の皆様におかれましては、地元で漁業権が有効に利用されていないところがあるようでしたら、有効に利用するよう働きかけのほうを特にお願いしたいと思います。
では、以上、報告となります。

（6） 小型するめいか釣り漁業のスルメイカ採捕停止命令について（報告）

〔水産課 説明〕

【永松会長】 説明ありがとうございます。本件については報告となっておりますが、委員の皆様から御質問御意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【福島（英）委員】 さっき説明があった（3）の取扱いはやむを得ない、これから盛漁期になる定置等でスルメイカの漁獲が禁止されることがないようにするためには、これはやむを得ないなというふうには思うんですけども、それをもってこれよしという話ではないと思うんですね。県のほうにお願いをしておきたいと思ってるんですけども、先ほどマダイTACのところでも、混獲の問題で国に対応をどうするかを問い合わせしてるんだという話があったんですね。今回の件で、沿岸漁業者であれ、企業的業種であれ、TAC魚種は採捕禁止があると。さっきマサバでもかなり窮屈になってるって話ありましたけどもね。最後、国から採捕禁止するんだというのがはっきりと明示されたわけですね。で、影響を受ける沿岸漁業者は、今回イカは5か月ですよ、5か月、主力のスルメが捕れない。そういう状況の中でどうやって生活するんですかということになるんですね。今回のことが起きたときにJFしまねは、10月28日に会長が水産庁長官と会って、資源管理の制度は維持はしないといけないけども、T

A C制度の見直しと、それから、今回のように影響を受ける漁業者には救済措置等を講じてもらわないといけないという申入れをしてあるところなんですね。県のほうも何ができるか検討しているっていうことではありますけども、そもそも国が資源管理のために漁業者の操業を停止するっていうことであれば、国の責任で漁業者の経営が成り立つような補償してもらわないと、漁業者は事業継続ができないんじゃないかなというふうに思ってるんですね。県の悪口を言うわけではないんですけども、県のほうも国にお任せっていうことではなくて、国に対して県としてそういう姿勢をしっかりと申入れをしてもらいたいというように思ってますので。これは、これからマダイとか、それからブリなんかもT A C魚種になっていって、定置とか底びきとか混獲の問題なんかも出るわけですよ。そうすると、本当に経営が成り立たないような状況だって発生する可能性があるわけですから。そのところは県のほうとしても、非常に大きな問題だという認識を持ってこれからの対応をしていただきたいというのが私のお願いです。以上です。

【永松会長】 ありがとうございます。

県のほうで何か御回答いただけることがございましたら。

【水産課】 まず、J Fしまねの対応を御紹介いただきましてありがとうございます。それで、今回こういうことが起きましたけれども、まずは、こういうことが二度と起こらないように、資源管理の制度をよりよいものにしていく議論をしていく必要があるともちろん思ってますので、それはスルメイカに限らず、いろんな魚種で様々な議論をする場というのはございますので、島根県としましても大きな問題だという意識を持って議論に臨んでいきたいと思っております。

【永松会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員一同】 (意見等無し)

【永松会長】 では、県のほうからも説明がありましたが、状況が刻々と変わっていくというような状況がありますので、丁寧な説明を関係者をお願いしたいと思います。それでは、本件については報告でした。

(7) その他 ①漁場整備の状況について（報告）

〔沿岸漁業振興課 説明〕

【永松会長】 丁寧な説明ありがとうございました。

この件につきまして委員の皆様から御質問、御意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【月森委員】 この増殖礁あるいは藻場礁、これはやっていただいて結構なところ。ただ、沖合に魚礁を落とすということになると、緯度経度、それから地元理解、もちろん委員会も開いていただいて説明していただかないと。やりますよ、落としました、それではいけないと思うんで、やはりそこから辺りは丁寧な説明をお願いしたいと思います。

【沿岸漁業振興課】 事前に関係者・漁業者の皆様説明して理解を得られた上での整備にしていきたいと思います。

【永松会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員一同】 （意見等無し）

【永松会長】 では、以上、情報提供でした。

(7) その他 ②くろまぐろ遊漁に関する届出制の導入について（報告）

〔水産課 説明〕

【永松会長】 ありがとうございます。

この件につきまして、委員の皆様から御質問、御意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

【福島（英）委員】 ああして制度ができて、さっき島根県でも1件だけ指示違反があったという話でしたけども、具体的なこういうことの励行をどんなふうにしてやってもらうかっていうのがね、指導なり、それから現場での確認とか、そういったことがきちっとできないと多分守られないんだろうと思うんですけども、島根県のそういう指導体制なり現場の確認方法なり、そういったことはどんなふうにしておやりになるのか、そこだけお聞かせいただければと思います。

【水産課】 まず、周知などに関してはパンフレットを遊漁船業者に配布したりとか、ポスター、チラシを各所掲載して周知図ったり、ホームページに掲載したりなどで一般の方に周知をしているところです。取締りについては、今のところ県として主体的には動いてないところですけども、国の漁業調整事務所が主体として島根県においても取締りが行われているというような状況です。

【福島（英）委員】 しっかり現場でも確認をして、そういう規制が徹底されるようにしてもらわないと、漁業者に厳しい規制をかけられた中で遊漁者が緩くなってるっていうのは、やっぱり理解が得られないところだと思うんです。ぜひお願いしておきたいと思います。

【永松会長】 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員一同】 （意見等無し）

【永松会長】 それでは、本件については情報提供でした。

（次回の開催予定）

【永松会長】 事務局から次回の開催予定について説明をお願いします。

【事務局長】 次回の開催予定ですけれども、知事管理漁獲可能量の設定などを御審議いただくために、3月に開催する予定でございます。

【永松会長】 ありがとうございます。

委員の皆様から何か御質問とかございませんか。よろしいでしょうか。

【委員一同】 （意見等無し）

【永松会長】 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了したいと思います。議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

5. 閉 会

【永松会長】 （閉会を宣言 16:00）

県職員及び事務局員として出席した者の職・氏名

農林水産部	次長	横田 幸男
水産課	課長	秋山 昌宏
	課長補佐	石橋 茂人
	主任	土井 奈緒子
	主任	白石 陽平
沿岸漁業振興課	調整監	堀 玲子
東部農林水産振興センター	水産部長	小谷 孝治
	水産課長	福井 克也
	主任	竹谷 万理
西部農林水産振興センター	水産部長	原 修一
	主任	佐藤 勇介
水産技術センター	所長	道根 淳
島根海区事務局	事務局長	伊藤 博理
	主任書記	高橋 一郎
	主任書記	吉田 太輔
	主任書記	寺谷 俊紀

以上、議事の内容を記し、その相違ないことを認証する。

令和7年12月3日

議 長

永松 正則

議事録署名者

矢倉 淳

議事録署名者

堀 浩之